

(第一類 第二十六回国会 議院)

議員会議録 第二十六回国会 議院 建設委員会

(二六〇)

昭和三十二年三月十四日(木曜日)

午後三時四十六分開議

出席委員

委員長 薩摩 雄次君

理事内海 安吉君 理事大島 秀一君

理事荻野 豊平君 理事瀬戸山 三男君

理事前田榮之助君 理事三鍋 義三君

逢澤 寛君 大高 康君

徳安 實藏君 中島 茂喜君

堀川 恭平君 松澤 雄藏君

山口 好一君 足鹿 覚君

井谷 正吉君 小川 豊明君

田中幾三郎君 中島 岩君

出席國務大臣 建設大臣 南條 徳男君

出席政府委員 建設事務官 柴田 達大君

(大臣官房長) 建設事務官 町田 稔君

(計画局長) 建設技官 山本 三郎君

建設事務官(住宅) 局長事務取扱) 鬼九 勝之君

委員外の出席者 局長事務官(住宅) 専門員 山口 乾治君

同月六日 委員荻野豊平君辞任につき、その補欠として橋本龍伍君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日 委員橋本龍伍君辞任につき、その補欠として松本瀧藏君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として渡海元三郎君及び中村英男君が議長の指名で委員に選任された。

同月九日 委員伊東隆治君辞任につき、その補欠として井堀繁雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日 委員瀬戸山三男君及び井堀繁雄君辞任につき、その補欠として加藤常太郎君及び山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日 委員瀬戸山三男君及び井堀繁雄君辞任につき、その補欠として加藤常太郎君及び山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日 委員伊東隆治君辞任につき、その補欠として渡海元三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日 委員渡海元三郎君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日 委員中村英男君辞任につき、その補欠として小川豊明君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月廿一日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月廿二日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月廿三日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月廿四日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月廿五日 委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任につき、その補欠として伊東隆治君が議長の指名で委員に選任された。

同月廿六日 委員松本瀧藏君辞任につき、その補欠として荻野豊平君が議長の指名で委員に選任された。

同月廿七日 委員瀬戸山三男君が理事に補欠当選した。

同月廿八日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿九日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月三十日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅一日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅二日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅三日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅四日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅五日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅六日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅七日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅八日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅九日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月四十日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿一日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿二日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿三日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿四日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿五日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿六日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿七日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿八日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿九日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月三十日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅一日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅二日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅三日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅四日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅五日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅六日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅七日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅八日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月卅九日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月四十日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿一日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿二日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿三日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿四日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同月廿五日 荻野豊平君が理事に補欠当選した。

○薩摩委員長 これより会議を開きます。  
議事に入るに先立ちまして理事の補欠選任についてお詫びいたします。理事事務官が去る十一日委員を辞任されました。それで理事が二名欠員になつておりまして、理事の補欠選任につきましては選挙の手続を省略し委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○薩摩委員長 御異議なしと認め、再び当委員になられました荻野豊平君並びに瀬戸山三男君を理事に指名いたします。

○薩摩委員長 次に去る四日付託になりました内閣提出住宅金融公庫法の一號の請願(堤康次郎君紹介)(第一九二号)、公営住宅建設に関する請願(堤康次郎君紹介)(第一九三〇号)の審査を本委員会に付託された。

○薩摩委員長 次に去る四日付託になりました内閣提出住宅金融公庫法の一號の請願(堤康次郎君紹介)(第一九九九号)の審査を本委員会に付託された。

第六条第二項第六号中「理事」を「副總裁又は理事」に改める。

第九条中「総裁一人」の下に「副總裁一人」を加え、「理事五人以内」を「理事四人以内」に改める。

第十条第二項中「総裁を補佐して」を「総裁及び副總裁を補佐して」に、「総裁に事故があるときには」を「総裁及び副總裁に事故があるときには」に、「総裁が欠員のときは」を「総裁及び副總裁が欠員のときは」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九二号)

4 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九九号)

5 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九九号)

6 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九九号)

7 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九九号)

8 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九九号)

9 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九九号)

一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

第二条中第二号を削り、第三号から第五号までを「本号において」を削り、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 中高層耐火建築物 主要構造部を耐火構造とした建築物又は外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物で、地上階数三以上を有するものをいう。

第七号



号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者で同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの」に、「第六項」を「第七項」に改め、「住宅」の下に「、災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅又は住宅及びこれに」を「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅及びこれらに」に改め、同項第七号中「住宅」の下に「又は災害復興住宅」を加え、同項第八号中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第七項」に、「家屋の人の居住の用に供する部分」を「中高層耐火建築物等の住宅部分」に改め、同項第九号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定による貸付を受けた者で同項第五号若しくは第七項の規定に該当するもの又は同項第三号の規定による貸付を受けた者で第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第十号中「貸付金に係る災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの」に「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改める。

改め、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「並びに公庫の第十七条第五項及び第七項の規定による貸付に關する申込の受理及び審査並びに同条第五項の規定による貸付に關する資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に關する業務並びに当該貸付に関する貸付金の回収に關連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産權の管理及び処分」を加える。

第二十四条第二項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅又は中高層耐火建築物等」に改め、「又は基礎主要構造部」を削る。

第二十七三条第二項中「一般会計の」を削り、同条第三項中「同項」を「第一項」に、「及び納付の手続」と「並びに納付金の納付の手續及びその歸属する会計」に改める。

第三十三条第一項中「受託者たる金融機関」の下に「若しくは地方公共団体」を加え、「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号」に改める。

第三十四条第二項中「住宅若しくは基礎主要構造部」を「住宅、災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物」に改める。

第三十五条中「貸付を受けた者で定による貸付を受けた者が当該貸金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第十七条第五項又は第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸

付金に係る災害復興住宅又は中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、家賃その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十五条の二中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十七条第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る中高層耐火建築物等内の住宅を他人に譲渡するときは、譲渡価額その他の譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十九条中「法律第七十六条号」を「法律第七百七十六号」に改める。

第四十九条第五号中「第二十条第一条から第五項まで」を「第二十条第一条から第六項まで」に改め、同条第六号中「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の住宅金融公庫法第十七條第五項の規定及び同法中同条各項の規定に係る部分は、この法律の公布の日以後に発生した灾害から適用し、改正前の同条第五項又は第六項の規定により住宅金融公庫が昭和三十一年度以前の事業計

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正) 画に係る資金の貸付の申込を受理したものについては、なお従前の例による。

和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表区分の欄中「第二条第五号」を「第二条第四号」と、「第二条第六号」を「第二条第五号」に改め、同条第二項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項及び第七項」を「第二十条第七項及び第八項」に改め、同条第三項中「第十七条第三号若しくは第三号の規定による貸付を受けた者」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者」に、該当するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者で同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第七項の規定による貸付を受けた者で、産業労働者住宅資金金融通法」を「産業労働者住宅資金金融通法」、「貸付を受けた者で、産業労働者住宅資金金融通法」に改める。

第一項第一号若しくは第三号の規定による貸付を受けた者で、産業労働者住宅資金金融通法」を「第二十五条」に改める。

第十六条第三号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、同条第四号中「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第五号」を「第二条（定義）第四号」に、「同条第六号」を「同条第五号」に改め、同条第二項の表区分の欄中「多層家屋等公庫法第十九条の二に規定する多層家屋等をいう。以下本条において同じ。」を「中高層耐火建築物（公庫法第二条第六号に規定する中高層耐火建築物をいう。以下本条において同じ。）」とし、「中高層耐火建築物内の防寒住宅」を「中高層耐火建築物内の防寒住宅等の内に、多層家屋等内の防寒住宅等をいうもの」に改め、同条第三項中「多層家屋等内の防寒住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受けたとき」を「中高層耐火建築物内の住宅の建設による貸付を受けた場合」に改め、同条第五項中「第一項の規定による貸付を受けたとき」を「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に改め、同条の次に次の一条を加え。



ダム」とは、建設大臣が河川法第八条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用（以下「特定用途」という。）に供されるものをい、余水路、副ダムその他ダムと一緒になつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

2 この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

第三条 多目的ダムによる流水の貯留を特定用途のための流水占用の制限

第三条 多目的ダムによる流水の貯留を利用するための流水占用の許可によつて生ずる権利（以下「流水占用権」という。）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という。）でなければならぬ。

第二章 多目的ダムの建設

（基本計画）

第四条 建設大臣は、多目的ダムを新築しようとするとときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 基本計画には、新築しようとすると多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

## 一 建設の目的

## 二 位置及び名称

## 三 規模及び型式

## 四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

### 五 ダム使用権の設定予定者

### 六 建設に要する費用及びその負担に関する事項

### 七 工期

### 八 その他建設に関する基本的事項

人が有していたこの法律の規定に基づく地位を承継する。

は建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

### 第七条 ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる

途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有す

るものとの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めると

ころにより算出した額の費用を負担しなければならない。

### 2 前項の負担金を徴収する場合に

おける負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、

建設大臣が負担させる場合にあつては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあつては都道府県の

条例で定める。

### 3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

### 2 多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他の前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

### 3 第六十七条（ダム使用権設定前の多目的ダムの利用）

（ダム使用権設定前の多目的ダムの利用）

第十三条 ダム使用権の設定予定者は、第三条の規定にかかるらず、ダム使用権の設定を受ける前に、建設大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して、多目的ダムの建設に要する費用をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用にかかる。ただし書の規定により都道府県が負担すべき負担金の額は、その建設に要する費用の額から前条第一項の負担金及び政令で定めるその他の負担金の額を控除した額に同法第二十七条ただし書に定める都道府県の負担割合を乗じた額及びその額に対応する政令で定める利息の額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに都道府県が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額とする。（建設の完了）

### 3 第十四条 建設大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、運営なく、その旨を公示するとともに、

建設大臣の許可を受け、多目的ダムによる流水の貯留を利用して、多目的ダムの建設に要する費用をかんがいの用に供する者が、多目的ダムの建設に要する費用にかかる。

### 3 第十五条 ダム使用権は、建設大臣が流水を特定用途に供しようとする者の申請によつて設定する。

### 3 第十六条 建設大臣は、次の各号に掲げる

要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

### 3 第十七条 建設大臣は、次の各号に掲げる

要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

### 3 第十八条 建設大臣は、次の各号に掲げる

要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

### 3 第十九条 建設大臣は、次の各号に掲げる

要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

### 3 第二十条 建設大臣は、次の各号に掲げる

要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

### （建設費負担金の還付）

第十二条 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたとき

は、その者がすでに納付した第七条の負担金を還付するものとす

る。ただし、建設大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められたまでその還付を停止すること

ができる。

（建設費負担金の還付）

第十二条 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたとき

は、その者がすでに納付した第七条の負担金を還付するものとす

特定用途に供することが、河川の総合開発の目的に適合すること。

二 申請人が、流水を当該特定用途に供することについて、及び

流水を当該特定用途に供することによつて營もうとする事業について必要な行政府の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であること。

(設定の申請の却下)

第十六条 建設大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

建設大臣は、次の各号の一に該当するときには、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の事件を備えなくなつたとき。

二 第七条第一項の負担金を納付しないとき。

三 基本計画を廃止したとき。

(設定)

第十七条 建設大臣は、第十四条の規定による河川の附屬物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

第十八条 ダム使用権の設定は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 設定の目的

二 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに臺

2 前項第二号に掲げる事項は、当該多目的ダムが十分にその効用を果すために適切なものでなければならぬ。

(流水の貯留が確保される地域) 第十九条 ダム使用権によつて流水の貯留が確保される地域は、前条第一項第二号に規定する流水の最高水位における水平面が土地に接する線によつて囲まれる地域とする。

(性質)

第三十条 ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

第二十一条 ダム使用権は、相続、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

第二十二条 ダム使用権は、建設大臣の許可を受けなければ、移転(相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。)の目的として、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない。

第二十三条 抵当権の設定が登録され、そのダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない。

第二十四条 ダム使用権の登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するもののほか、登録に必要な事項は、政令で定める。

(取消の処分等)

第一項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するもののほか、登録に必要な事項は、政令で定める。

(納付金)

第二十五条 建設大臣は、ダム使用権の全部又は一部を取り消した場合において、他の者に新たに流水の占用を認めため必要があるときは、ダム使用権者に対し、相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他の者に譲渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の期間内にダム使用権の譲渡がされないときは、建設大臣は、ダム使用権者の有していた流水占用権の全部又は一部と同一の流水占用権につき他の者が河川法第十八条の規定による許可を受けたときに限り、ダム使用権の全部又は一部につきダム使用権の全部又は一部につき取消の処分をすることができる。

(登録)

第二十六条 ダム使用権又はダム使用権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用権登録簿に登録する。

2 前項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。

3 抵当権者は、前項の規定により供託された還付金に対し、その権利を行なうことができる。

(建設大臣の管理)

第四章 多目的ダムの管理

ける者は、第十七条の規定により設定を受ける場合を除き、多目的ダムによる流水の貯留を利用して得られる効用から算定される推定の投資額を勘案して、政令で定めたところにより算出した額の納付金を国に納付しなければならない。

(操作規則)

第二十七条 ダム使用権の設定により多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

第二十八条 ダム使用権につき、第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分があつたときは、国は、すでに納付した第七条第一項の負担金又は前条の納付金のうち、同条に規定する方法と同一の方法により算出した金額を還付するものとする。ただし、第十七条の規定によりダム使用権の設定を受けた者に対して還付する額は、第七条第一項の負担金の額から政令で定めるところにより算定した償却額を控除した額をこえないものとする。

2 第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。

3 建設大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるた

る都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他ものについては、建設大臣が、河川法第六条第一項ただし書の規定によりその管理を行う。

(操作の基本原則)

川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合において、何人にも前どおりの流水の占用を認めることができないと相当する取消又は変更の処分をしなければならない。

第二十五条 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、これに相当する取消又は変更の処分をしなければならない。

第二十六条 多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、及び公害を除却し、又は軽減するとともに、ダム使用権を侵害しないように行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第三十二条 建設大臣又は多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

2 多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。

3 建設大臣は、多目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、ダム使用権の設定予定者又はダム使用者の意見をきかなければならぬ。

の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他ものについては、建設大臣が、河川法第六条第一項ただし書の規定によりその管理を行う。

### (管理費用の負担)

第三十三条 多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用は、河川法第二十四条第一項又は第十七条の規定にかかるらず、都道府県知事がその多目的ダムを管理するときは当該都道府県及びダム使用権者、建設大臣がその多目的ダムを管理するときは国及びダム使用権者が負担するものとし、国が負担する費用のうち二分の一は、その多目的ダムの存する都道府県が負担するものとする。

2 前項の規定は、流水占用権を有しないダム使用権者については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による費用の負担の割合その他その負担に關し必要な事項は、政令で定める。

## 二十二条の規定による許可

第三十六条 第七条第一項、第九条  
第一項若しくは第十一条第一項の負担金、第三十三条第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七条若しくは前条の納付金（以下この条において「負担金等」という。）を納付しない者があるときは、建設大臣又は都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。  
前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならぬ。  
第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、建設大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。  
延滞金は、負担金等に先だつものとする。  
5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(訴願  
第三)

(訴願) 第三十七条 次の各号に掲げる処分について不服のある者は、处分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に訴願をすることができる。

一 第十六条の規定によるダム使用権の設定の申請の却下

二 第二十二条の規定によるダム使用権の移転、分割、併合又は設定の目的の変更の許可の申請の却下

三 第二十四条の規定によるダム使用権の取消又は変更の処分

四 第二十五条第一項の規定によるダム使用権の譲渡の命令

五 第二十五条第二項の規定によるダム使用権の取消の処分

六 第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の負担金、第三十三条第一項のダム使用者の負担金又は第二十七条若しくは第三十五条の納付金の決定

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののはか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日) 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。  
(建設中又は既設のダムに関する経過措置) 2 この法律の施行の際、現に建設大臣と流水を特定用途に供しようとして、又は供している者とが共同して建設し、又は設置しているダム(余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする

施設又は工作物で、もつばら特定用金に供されるもの以外のもののを

<p>施設又は工作物で、もつばら特定用途に供されるもの以外のものを含む。以下同じ。)は、その者の持分が國に帰属した時において、多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政会で定める。</p>
<p>3 この法律の施行の際、現に建設大臣が建設しているダムで政令で定めるものについては、第十条の規定は、適用しない。</p>
<p>(登録税法の一部改正)</p>
<p>4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十五条ノ三の次に次の一条を加える。</p>
<p>第十五条ノ四 ダム使用権ニ関シダム使用権登録等ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録ヲ納ムベシ</p>
<p>一 設定</p>
<p>二 取得</p>
<p>相続</p>
<p>格</p>
<p>ダム使 用権価格 千分ノ一</p>
<p>外原 因ニ因 ダム使 用権価格 千分ノ五</p>
<p>ル取得</p>
<p>三 抵当権ノ取得</p>
<p>四 債権金額 千分ノ六・五</p>
<p>ダム使用権価格 千分ノ一</p>
<p>五 滞納処分以外ノ原因ニ因 ダム使用権又ハ抵当権ノ處外 ノ制限 債権金額 千分ノ五</p>
<p>六 抹消シタル登録ノ回復</p>

七 仮登録 每一件 六十円
八 附記登録 每一件 三十円
九 登録ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 三十円
五 河川法の一部改正 河川法の一部を次のように改正する。
第六条に次の二項を加える。

主務大臣ハ前項但書ノ規定ニ依リ地方行政ニ代テ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ関スル第十一条乃至第二十二条ノ処分ヲナサムトスルトキハ關係行政機關長ニ協議スベシ  
第二十七条中「第六条但書」を  
第四十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「此ノ法律ニ規定シタル事項」の上に「第三項ニ規定シタルモノノ外」を加え、  
第五十条に次の二項を加える。  
地方行政厅ハ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ関スル第十七条乃至第二十二条ノ規定ニ依ル処分

動車又ハダム使用権」に、「特許厅又ハ管轄陸運局長」を「特許厅、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。
第四十四条第四項中「工業所有権若ハ自動車」を「工業所有権、自動車若ハダム使用権」に、「特許厅又ハ管轄陸運局長」を「特許厅、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。
第四十七条中「工業所有権又ハ自動車」を「工業所有権、自動車又ハダム使用権」に、「特許厅又ハ管轄陸運局長」を「特許厅、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。
第四十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「此ノ法律ニ規定シタル事項」の上に「第三項ニ規定シタルモノノ外」を加え、 第五十条に次の二項を加える。
地方行政厅ハ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ関スル第十七条乃至第二十二条ノ規定ニ依ル処分

7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を次のように改正する。
第二十一条の次に次の二条を加える。
(発電の用に供する多目的ダムに係る市町村交付金等)
第二十二条の二 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第○号)
第六条第二項ノ規定ハ主務大臣ガ前項ノ規定ニ依リ認可ヲナサムトスルトキニハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘン
(工場抵当法の一部改正)
第六条第二項ノ規定ハ主務大臣ガ前項ノ規定ニ依リ認可ヲナサムトスルトキニハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘン
六 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

8 第三条第八号の次に次の二号を加える。
八の二 ダム使用権の登録に関する事務を管理すること。
○南條国務大臣 ただいま議題となりました特定多目的ダム法案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。
天然資源の乏しいわが国において、河川の流水は最も豊富で、かつ低廉な資源でございまして、これが開発は産業を振興し、国民経済の発展をはかるため最も緊要なことと存ずるのであります。一方河川の流水はときに洪水となつて、第三十五条及び前項の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムによる改正後

する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第三号に掲げる固定資産と、当該多目的ダム及び当該用途につき同法第二十七条に規定する方法と同一の方法により算出した額を国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定(第二十条を除く。)を適用する。この場合において、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電して、当該多目的ダムによる流水を供する者があつたダムについて、課税標準となるべき額の十分の五の額とする。
9 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
(建設省設置法の一部改正)
第三条第八号の次に次の二号を加える。
八の二 ダム使用権の登録に関する事務を管理すること。

第一に、建設大臣が単独で多目的ダムを建設することとしたことであります。従来建設大臣が建設しておりましたが、次に法案の要旨について御説明申し上げます。

以上がこの法律案の提案理由であります。従来建設大臣が建設しておらず、多目的ダムは、電気事業者または水道事業者等との共同設置にかかるもの

が、近時多目的ダムに関し、事業の促進、その一元的建設及び管理が強く要望されるに至りましたので、政府におきましては、特に昭和三十二年度の予算において特定多目的ダム建設工事特別会計を設けて多目的ダム建設事業の促進をはかるとともに、その建設及び

算において特定多目的ダム建設事業の運営をはかるとともに、その建設及び

運営をはかるとともに、その建設及び

運

いて所要の規定を設けました。なお、これに関する措置をとることによつて、多目的ダムの建設及び電気事業または水道事業等の実施の円滑化をはかることとしたとしております。

第三に、ダム使用権を創設したことあります。前に述べましたように、多目的ダムは建設大臣が単独で建設することとなつたのであります。電気事業者または水道事業者等は多目的ダムの建設に要する費用につき、相当な負担金を納付することになりますので、その投資に相応する権利を保護する必要があり、このため物権としてのダム使用権をそれらの事業者に設定しようとしたものであります。なお、ダム使用権は物権とすることによりまして、一般承継、譲渡、抵当権等の目的となるのであります。特に抵当権の目的となりますことは、事業者にとって利益するところが少くないものと考えます。

第四に、多目的ダムの管理は、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについては建設大臣が、その他の河川に存するものについては都道府県知事が行うこととし、多目的ダムの操作については、関係行政機関の長に協議することといたします。これにより洪水調節、公共水利事業等との調整が保たれ、多目的ダムの効用が十分に發揮されると信ずるのであります。

第五に、多目的ダムにより貯留される流水を電気事業または水道事業等供する場合の水利権の処分を建設大臣が行うこととしたことであります。この目的ダムは、建設大臣が直轄で工事を施行し、かつダム使用権を設定するものでありますので、これに即応してこれらの水利権の処分を建設大臣が行うのが適当と存するものであります。

なお、これに伴いまして、一般的な水利権処分につきましても本法案の附則においておきまして、河川法の一部を改正し、建設大臣または都道府県知事が水利権に関する処分をする場合に関係行政機関の長に協議することとし、河川行政の円滑な運用を期することといたしました。

以上が特定多目的ダム法案の提案理由及びその要旨でございますが、ごとぞ慎重重御審議の上、すみやかに御決あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 本案に対する質疑は次会に行うことといたします。

○藤巻委員長 日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題とし審査を行います。三鍋義三君。

これより建設大臣に対し残余の質疑を行います。三鍋義三君。

○三鍋委員 日本住宅公団法につきましては、当委員会におきまして各委員よりそれぞれの見地から詳細なる御質疑があつたのですが、私は本大臣にこの法案の改正案を含めて、公団法に於ける公団の住宅政策に対するところの御所見をお聞きしたいと考えるのであります。

この住宅公団法は三十年の七月六日に成立したのでありますが、当時この

多をもにされは非常に議論がかわされたのであります。当時自由党に所属しておられたところの当委員の中からも、相当強いこれに対する所見が述べられたのであります。これが決議されましたあとで附帯決議が瀬戸山委員から発議になります。第一項によりますと、「今年度四十二万戸の住宅建設政策は、或は増改築を建設戸数に加算し、或は六坪住宅を設計し、或は充分の措置なく民間自力建設二十四万五千戸を予定し、或は住宅金融公庫の融資率を引下げる等幾多懸念せらるる点が多いので政府はその実施に当つては格段の工夫と努力を払うこと。」お聞きの通りあるいはといふ字が四つもついておる附帯決議であります。それはそれといたしまして、その三項におきましては「政府は公團住宅の家賃をなるべく低廉ならしめるよう考慮すること。」こういう附帯決議がつきまして成立した法案でありますことは大臣も御承知の通りであります。

そこで私が大臣にお尋ねしたいのは、住宅公団の家賃の問題であります。政府はこれに対してもどういふ努力をなされてきたか。そしてそれがどういう結果になつているかという点であります。たとえば三十一年度は大体平均十三坪といたしまして、家賃が四千百五十円、三十二年度は平均十四坪といたしまして四千五百円から四千七、八百円と大きく増大しておるのであります。これに、すでに問題になつておりますところの固定資産税となるのじやないか。当時大臣であつ

た竹山さんは、大体この家賃は三千円台くらいに押えていきたいと思うと言つておられるのであります。三千円台といふことは、三百円も三千九百円も三千円台でありますけれども、常識的に考えるならば、三四、五百円といふお考えであつたと思うのであります。大臣はこういう家賃を支払うことのできる階層というものを一体どういうべき階層だとお考えになつておるのか。これは住宅に困窮する労働者が中に入るとお思いになつておるかどうか、立法の精神に沿うておるとお考えになつておるかどうかを率直にお聞きしたいのであります。

また分譲住宅の例を見ましても、大島住宅の場合を取り上げるならば、最初の六カ年間は月額一万三千五百円、月平均六千五百円程度を払つていけば二十年間にこれが自分のものになるのだといふ御説明が当時の竹山大臣からあつたのであります。ところが一万三千五百円、しかも六年後の十四年間に三千五百円と減るのでありますけれども、これを即金でやる場合には八十七万円、月賦で償還する場合は五十万円の多額に相当する金額であります。こういうことを考えますと、どういう階層を対象にしておられるかということにやはり大きな疑問が出てくるのであります。これにつきまして、大臣の住宅公団法による住宅対策の基本的なお考えは那邊にあるかというとをお尋ねしたいのであります。

返つてみますと、政府といたしましてはこの住宅公団ができたことによつて相当住宅難の緩和ともなり、住宅問題の解決には非常な寄与をしたものと考えておる次第であります。ただお説のよう、当初政府が考えたほど家賃が安くならないということにつきましてと、今日におきまして多少の家賃が値上がりになつておりますよなことは承知いたりますが、これは当時の生活環境、物価等から見ますと、政府の援助によって住宅公団をして庶民に住宅を建設する、その目的から申しますれば、やむを得ないではないかとも考えられます、しかし結じて政府の援助によりたゞけ家賃を低廉ならしむるといふ方針にいかねばならぬことは当然なのであります。ただ、これが政府出資及び民間資金等の投入する割合等が、国の財政等から申しまして政府資金が少い場合におきましては、どうしても利率が高くなります關係から、この操作がむずかしいのであります。昨年は政府資金が十五億でありますために、この点他の民間資金等の金利が高いといふような点から、多少家賃がそれに転嫁されまして低廉でなかつたかと存じます。そこで三十二年度におきましては、この点を考慮しまして、政府出資をよけいに出して、増額をしてもららうと要望いたしまして、今年は昨年の十五億に対し九十五億の政府出資をこの国会に提案してあるのであります。かようにいたしまして、できるだけ高率の、高率とは申しませんが、政府出資よりも高い民間資金との調和をはかりまして、これをもつて、

この公園に低廉な家賃の方向に向ける  
ような指示をするよりは、施策をしたい  
と考えておるのであります。  
**○三鶴委員** 私のお尋ねしているの  
は、公園法ができた当時と現在とにおい  
て、公園の運営がどう変わったか、ちょっとこ  
そ

きましていろいろの条件が進ってきて、いることはこれを認めますし、これはまた当然そういうことがあり得るのであります。結論的に申し上げまして、非常な、五、六千円の家賃を出さなければならぬところへきておるわけなんです。もちろんこの住宅困難者はいろいろの階層にあります、政府といたしまして、このいろいろの階層の方にできるだけ満足していただくようになります。やはり私は政治のほんとうの姿でないか、こう思う。そういう点からだんだんこれが離れていく、ほんとうの住宅階層をまず取り上げるということが、対策から離れていく方向をたどつていることを心配するから大臣にお尋ねいたわけです。この予算の処置の上から見ますと、政府の住宅対策というものは公営ですよ。一番みんなから望まれている、たくさんある希望者のある、入りたい人がたくさんある公営住宅について見ますと、三十年度は五万户で、三十一年度は四万六千九百六十三戸、今年度は、わずかではありますけれども、上つたのではなくしてやはり下つて、四万六千四百六十六戸、ここに私はやはり割り切れないものを感じるのであります。予算の上で、約四億ふえておりますけれども、実際の戸数からいくとずんずん下つてしまっている一番重点を置かるべき公営住宅の戸数においても下つてきておる。

れにはまたいろいろ御見解があると思  
います。思いますが、それでも、実際にお  
いてまだまだ足りない、この階層の人  
にもつともっとこれをふやしていかな  
ければならない状態にあるのに、これ  
がだんだん少しずつでも減ってきてお  
る。ところが、月収五、六万円、あるいは  
四万円以上の階層を対象とするこの  
公団が、三十年度は二万四千戸でしょ  
う。三十一年度にはちょっと下って二  
万三千戸、それが今度三万五千戸と一  
躍して一万二千戸も増加している。増  
加することに何も異議を差しはさむも  
のでもございません。一方最も大衆か  
ら要望されている公営住宅が、少しで  
はあるけれどもふえるのではなくして  
下っている。ここに何か矛盾があるよ  
うに思うのであります。大臣の御所  
見をお伺いいたします。

れと一つは、地方自治体の補助金等の関係もありますので、地方自治体の財政等の関係を勘案しながら建設を進めますために、国家資金及び地方財政資金等のワクに制約を受けまして、なかなか大幅に進めないのであります。しかしながら、できるだけ政府の予算の許す範囲内でこれを建設したいと思っております。特に今年は、この公営のうちでも、第二種の方を五千戸も昨年よりもふやしまして、できるだけこの低所得者のために住宅を提供したいという計画を持って今度の国会に御審議を願つておるようなわけであります。そこで一万六千円以上三万円までの所得者に対しましては、多少家賃がそれ以上高くてもやむを得ないじやないかというようなことから、民間資金をできるだけ導入いたしまして、財政投融資、その他生命保険等の民間資金等を入れましたために、政府出資でありますん民間資金を、できるだけ政府出資も先ほど申すごとく多くしましたが、それ以上に民間資金を入れまして、そうして規模を大きくいたしましてから、その方面の建築が拡大しておるというわけでありますて、その点は、決して低所得者の方を少くして、それ以上の方に多く配慮したという意味ではないのでありますて、資金の内容が異なるつておるといふことから見た結果でないかと思うのですが、政府といたしましても、どちらにいたしましても、できるだけ早くこれらの庶民階級の住宅を緩和することにあらゆる角度から工夫したいという精神でおることには間違ひありません。

戸といい、あるいは四十三万戸とい  
い、また今年も相当戸数を発表されて  
おるのであります、それに対しても  
一番身近に、今度こそおれのところに  
何とかなるんぢやないかと思つておる  
階層はどこかということを私は考えて  
申し上げておるのであります。公団の  
場合に、資金関係いろいろ家賃がか  
さまつてていることは、初めからはつき  
りわかつておることなのであります。  
私がお願ひしたいのは、やはりほんと  
うに困っている階層に国家資金をうん  
と注ぎ込んで、これはいろいろな財政  
上の関係があるのでですが、そういうと  
ころへもと努力していただきたい。  
総括的にだんだん減っていくのでは困  
る。やはり公団もふえていってよろし  
い。それにやはりもとと數多く公営住  
宅がふえていくといふ策をお考え願  
いたい、このように要望する次第であ  
ります。

次に鬼丸政府委員にお尋ねしたいと  
思うのであります、この改正案の三  
十一条第三項であります、「学校、病  
院、商店、工場等の用に供する宅地の  
造成を行うことが適當である場合」と  
こう書いてあるのであります、私は  
工場用地の造成にまで拡大していくと  
いうことは、公団の目的から——これ  
も適当な場合とうたつてあるのですか  
ら間違ひがないと思うのであります  
が、年数を経るとそれが拡大解釈され  
て目的からははずれていくのぢやないか  
という心配を持つのであります、そ  
ういう心配は要らないでしようか。  
○鬼丸政府委員 住宅局としての気  
持、また計画局の考え方も同様である  
と思ひます、今回学校、病院、商

店、工場等の用地の造成を行なうことが適當な場合に、こういう宅地の造成もやるということになりましたゆえんのものは、公団本来の目的である集団住宅を、大規模にまた健全な市街地の一環として建設していくというような目的からいたしまして、住宅の宅地を造成しますする場合に、合せてこういう工場、商店等もやつた方が新しい市街地の住宅街を作っていく上においても適当ではないか、そういう場合があり得るということで今回拡充されたものと考へております。御承知のように二号で「住宅の用に供する宅地」というふうに改められており、三号におきまして「前号の宅地の造成とあわせて」と特に規定いたしましたのもそういう趣旨であると考えております。

ないと考えておるからなわけであります。

○三鶴委員 昨年当委員会におきまし

てこの首都圈整備法が成立したのであります。この法律の目的は、首都への過大な人口集中を防止するということと、現在の過剰人口を周辺の地域に分散させ、そして首都並びに周辺の地域に工業都市、住居都市を周辺に作ることがその仕事の大きな重点であることを考へたのであります。そのためには建設委員会事務局長がこういふことを言つておるのであります。特に第二次産業は、この構想による工業都市へ寄せるようにならうとしたのであります。当時水野参事官あるいは松井首都市建設委員会事務局長がこういふことを考へたのであります。特に第二次産業は、この構想による工業都市へ寄せるようにならうとしたのであります。そしてイギリスでは工業用地造成のために国家の援助によるところの工業用地を土地取得会社もあることだし、わが国においても地方公共団体が工業用地を取得するためには、工場の援助を考えてみる必要があるという説明もありまして、これから考へますと相当大規模な考え方であつたと思うのであります。この考え方でいきますと、首都圈整備法の計画によりまして審議を受けたものは、工業用地自体が非常に大量なものであります。また工業用地には必ず工業用の用水も多量に必要であるといふことも当然出てくるのであります。こういう工業用地の造成をも公団が行なうということになりますと、これはやはり住宅公団というよりも工業用地取得の公団みたような格好になつてくるのではないかということを心配するのではありませんが、その点どうでございましょうか。

○南條國務大臣 今年度の予算には、

この首都圏の工場用地の分につきましては、さうなことに相なつておりますので、さとう様の如きの誤解もあるかと思ひますが、しかしながら住宅公団におきましては工場用地だけを設定するわけではございませんので、必ず住宅公団の場合においては住宅地を設定するときにはいたすといふことになつておりますから、今のお説のような問題につきましては弊害がないようにいたしたいと思つております。

○三鍋委員　ただ、私は先ほども申しましたように法案が成立するまで、成だんだんそれがそのときの情勢に応ずるわけであります。だんだん拡大実施されれて本来の目的からはずれていくのではないかという必配を持ったから御質問したのであります。

次に附則の業務の特例についてお尋ねしたいのであります。私はこういろいろ特例を設けられることがどうもおかしいと思うであります。どうしても必要であるならば、三十一条の六項の委託業務として取り扱うべきではないか、このように考へるのであります。これが、これは一つ鬼丸さんからお答え願います。

○鬼丸政府委員　お答えいたします。

公団は今回業務の特例といたしまして、新たに外国からの研修生の住まいの供給を行なうという規定が加えられました。その点は業務の委託として行なうべきではないかという御意見でござります。この新しい特例の業務は、半般もちょっと申し上げましたように、

本来の業務と違つた扱いをいたしてお

ります。つまり第一条の目的から流れるところの業務、本法の三十一条に規定いたしております業務とは違つたものとして暫定的、当分の間行わせるのを以て処理する上に必ずしも適切でないと考えられますし、従いまして、法の体系上からは不当ではないと見て、臨時的な特例としてここに公団の業務として取り扱わせることが適當であると考えた次第であります。

○三鍋委員 現行の公団法は、先ほど申し上げました通りに、第一条にあるように住宅に困窮する労働者住宅を建築するのがその目的となっているのであります。従つて、公務員住宅、開拓者住宅のように、むしろ取扱いだけは一元的にした方がいいと見られるものでさえ所管を別にしておるではありませんか。今度アジア協会で扱うところの技術研修生は、米国の对外援助計画、コロンボ・プラン、賠償に基くもの等多くの数に上つておるのでありますが、とりえず、三十一年度は国際学会、友会、旅館などに合宿させるようになります。このような大規模の国際義務に基いて必要とする住宅といふものは、日本の对外義務として当然やならないけれどもならないとすれば、これらは外務省が別個に予算をもつてやるべきである、このように私は考えるのですが、現在の日本とアメリカとのM.S.A.協定によるところの軍事顧問団の百六十二戸ですか、この住宅は完全保険費の中から出ているではありませんか。もつとも家具とかその他の備品は公団から一部負担しておるようであ

ますが、私はこれ自体にもやはり疑問

当委員会におきまして、当時の石破官房長が何と言つてゐるか。「これは現にあります建物の賃貸その他の管理を行ふだけでありまして、新築につきましては、考えてはおりません。」こういうふように述べられておるのであります。こういう点から考えましても、やはり大臣は予算をとつて、そうして建設省に委託するなり何なりとするなり話はわかるけれども、どうもこりうことを憶測するのはよまないのであります。外務省が大蔵省にけられて、そのわ寄せが建設省へ持つてこられた。大臣は、これはまずい、こんなことではいけないとお考えになりながらも、仕方なく認めざるを得ない、こういうことがあります。この問題は公団の下部の人、当事者が計画を知らないじやありませんか。また国民に対しましても、予算による本年度建設計画の戸数をあざむくことになるのであつて、かかる特例を設けることは、私は何としてでも公団の趣旨に反するものだと思うのであります。これは数が多いとか少ないといふ問題でありませんで、私たちはやはり法律はできるだけ正しく運営する法律でありますから、ことしはやむを得ないといつてしましても、今後にに対する御所信でありますから、この点もよろしくうござりますから、この点もよろしくうござります。○南條國務大臣　ただいまの御質疑はまさにといたしまつともございまして、

建設省当局といたしましても決して好

ましい事柄とは存じておりません。もともとこの住宅公団法の当初の法律の趣旨にはかなつておるとも考へておられます。しかし、毎年日本に参ります研修生等の宿舎の必要なことは当然でありますので、今年はわざか戸戸くらいでありますから、何とかこれを公団で引き受けさせてほしいといふよなこともありますので、臨時にかよなうな措置をしたのであります。将来拡大する場合においては、この予算は別につける、あるいは別途の方法によつてこの施策をしてほしいというようなことになると思つております。全くこの点は、法文に示してあります通りの特例でありますので、御了承願いたいと思います。

○三鍋委員 率直に申し上げますと、この附則は削除してもらいたいといふ氣持が私は強いのであります。しかし、社会党は何でもかんでも反対する党だ。こういふことを言われるのも全く本意でないのであります。私たちはの言わんとするのは筋を通してもらいたい。こういう気持から申し上げておるのであります。

そこで三十二年度の技術研修生の内容を見ますと、一般技術研修生、これは国連関係のものであります。三百五十名、コロンボ・プランの三十一名、米国の対外援助計画によるもの、十一年度分のものらしいのですが、これが十一名、三十二年分が七十六名合計五百八十七名となつております。それから賠償に基く研修生というものが二百名程度であります。そこで私はこ

れも一つずつさりげなく申しあげる所であります。が、米国の対外援助計画によるもの三百五十名は、これは日本と関係のないところじやないのですか。日本がその住宅までも心配してあげる国際的な、対外的な義務は、条約上持っていないと思います。こう言って何も意地悪を言っているではありません。もちろんもし住宅にお困りであるならば、これを建ててあげるのは当然でありますし、また建ててあげたいのであります。しかし公團法の精神から言えばほんとうに住宅に困っている人をどのように満足させるとかいう住宅政策の法律でありますから、これはだいぶはずれているのではないかと思うのですが、政府委員の鬼丸さんから一つ伺いたい。

○鬼丸政府委員 外国からの技術研修生の三十二年度の計画数につきましては、まだつきりしておりませんが、外務省当局では総額約七百名といふふうに一応見当をつけおるようですがあります。その内訳をただいまおしゃつたとおりでござります。これは三鍋委員からもお話をありましたように、現在の国際約束に基いて研修生として受け入れるものでござります。この国際約束は政府としてそれぞれ必要な意思決定をいたしておりますのばかりでございまして、ただいま御指摘のヨーロンボ計画、国連の技術援助拡大計画、それからアメリカのICA、技術協力局の関係のものであります。が、研修生としてはいずれも東南アジア諸国からの研修生であるというふうに承知をいたしております。そういう意味で一つ御了承願いたいと思います。

○三鍋委員 そうすると、米国の対外援助計画に基く研修生は対象になつてないのですか。

○鬼丸政府委員 米国の技術援助関係のものは対象になりますが、これはアメリカの技術協力局で主宰しております。す東南アジア諸国民の技術研修計画といた出される研修生ということになりますので、直接アメリカからくるものはないわけでございます。

○三鍋委員 私がこういった問題を一、二取り上げましたのは、御質問申し上げている過程において御理解願つたと思うのであります。私たちは、法律はできるだけ適正に、ゆがめないで適用していく義務がある、そういう立場から疑問となつた点を指摘して御質問申し上げておるのであります。

以上御質問申し上げました点を大臣も一つできるだけ尊重していただきたい、このように考えるのであります。

次に、宅地の造成をどのようにやるかということが、住宅対策の上から非常に重要な問題であることは論を待たないのであります。私が、いつだつたかの委員会においてもちょっと触れたのであります。国有地あるいは皇室所有の土地がほんとうにどのようにならかということを考えさせられるのであります。この前一例をあげたのであります。大臣もお通りになつたために十分活用されている態勢にあるかになります。かといふことを考へさせられることがあります。この前一例をあげたのでありますね。そして中はがらんどうで何もないのです。これは青山御所

の戦災を受けられた跡だと思うのです。あれは何坪あるか知りませんけれども、相當に広いものだと思うのです。ああ、膨大なものが戦後十年以上も都心に何も手を加えられないで放置してあります。が、素朴な国民感情からいうと、こんなに広い土地がほらつてあるが、何とかならぬものだろうかなどといふ氣持を抱くのは当然なり、私自身もいつもそう思うのであります。今後あの土地を何かに御利用になるといふなら、これは全然問題がないのです。何らの構想もなく、あいつものが今後何年間も放置されてあるといふ状態は好ましい姿ではないと私は思うのであります。公園にされるのか、あるいはまたそこへ御殿をお建てになるのか、そういうような構想があるのかないのか、あるいはそういうものは何らなくて、これはやはり国民のために何とかすべきであるといふお考えがあるのかないのか、こういろいろな状態のあき地が全国にどれほどあるのかないのか、こういった問題も一応取り上げて検討してみると、いろいろことは、宅地造成にからんで、住宅対策として、委員会として当然審議すべき問題ではないかと考えるのであります。が、大臣はこれに対してもういらぬ考え方でありますよ。

國有財産の処理に当ることにいたしまして、管財局は特別会計を作りまして、この国会にこのための法律案を提出いたしておるのであります。詳細なことはどうかと思いますが、一応調べたところによりますと、國有財産として——空地ばかりではございません、建物があつても、これを破壊をして利用できるというようなものも加えまして、京浜地区あるいは中京地区及び北九州地区等に約六十万坪のものが宅地造成敷地として生み出されると、いろいろな計算をされておるのであります。かよらなこととありますので、ただいま申されました青山の御所跡のごときは、どういうふうになつておりますかわかりませんが、大蔵省の國有財産として処理する場合において、いろいろ勘案の中に入るのはないかと考えるのであります。

は勤労者の住宅であるから、きわめて低廉であることが必要であり、また低廉であるようにはかつておる、従つて三十二年度からは政府の出資をさらに増加をしていきたいといふお説であつて、これはいいと思います。

そこで、私はこれに関連してお聞きしたいと思うのは、公営住宅の問題です。公営住宅の家賃ですが、これは何か固定資産税分を今度家賃にかけるとかかけないとかいう問題であつて、もしかたけないといふ問題であります。そこで政府としては特別交付税で固定資産税を見るから公営住宅の家賃を上げるよくなことはない、こういうようなことを自治庁の長官が言明していることを公開いたのです。そうすると、非交付団体がありますが、この非交付団体は当然公営住宅の固定資産税は見られないわけなんです。そこでこういう非交付団体に対する対策というのはどうなりますか。

○南條國務大臣 法律の建前としては、お説のように公営住宅からでも固定資産税が取られるような措置になつておつたのであります。しかしやしらくも公営住宅として政府が低所得者のために社会政策的に建てたものからかようなく固定資産税を取るということは家賃に転嫁されることであるので思はしくないということで、三十一年度來特別な措置によりましてこれを非課税とすることになつておつたのです。

そこで三十二年度もこの問題がございまして、特に先般の予算の編成の場合に、建設省の方から自治庁と話し合ひをしまして、三十二年度も三十一年度並みに非課税とすることに決定しておるわ

けであります。そこでただいまの御質問の、それならば非交付団体に対する穴があくじゃないかというお説については、これは自治庁の方でお調べ願いたいと存じます。

○小川(豊)委員 そこで公営住宅に対する固定資産税等に対しては政府が特別交付金等で見て家賃にかかるないようにしてやる、こういうことなんですが、公団あるいは住宅協会等ではこういう恩典がありません。従って住宅公団あるいは住宅協会等の建設した家屋と公営住宅との家賃に格差が生ずるようなことがあるかないか、この点をお尋ねいたしたい。

○南條国務大臣 公団の住宅と公営住宅との家賃に格差があることはやむを得ないと思います。公営住宅については、たゞいまのように固定資産税等は非課税でありますけれども、公団住宅についてはこの点の免除がないわけです。ただ最近多少新聞等で問題になつておりますのは、その点について居住者との間に契約があるけれども、当初はそれほど高い課税だと思わなかつたのが高いというのでいろいろ問題があるようありますけれども、これにつきましては、公団の場合においては百分の一・四であったものを〇・七に、半分にするという話が自治庁との間につきまして、それだけ減税をしてもらうような措置になつております。従いましてその程度の公営住宅と公団との格差はございますが、これはやむを得ないのではないかと思っております。

○小川（豊）委員 そこでこの家賃を決定する場合、公団等では、私の聞いているのでは本人の所得等を十分調査した上で決定している。もし今後固定資産税が公団あるいは住宅協会の家屋にかかる、従つて値上げになるというような場合には非常に所得とのバランスがとれなくなるというような状態になつてくるのではないかということが心配されるのですが、固定資産税等が家賃にかかるようなことは公団にはありませんか。

○鬼丸政府委員 ただいま大臣から御説明がございましたように、住宅公団の賃貸住宅につきましてはある程度の固定資産税が課されることになると思ひます。これはことしからでございますが、やむを得ないと思ひます。従いまして賃貸住宅の家賃は従来から見ますと、その分だけは上の結果になるといたることに相なります。ただいまお尋ねの、しからば入居しておる者の収入基準からいって、それに矛盾するようになります。なぜせぬか、収入基準がはずれるような場合がありはせぬかといふお尋ねと思いましたが、御承知のように公団の入居資格になる収入基準は月二万五千円以上で考えておりますが、今回の固定資産税が課せられます場合に、先ほど大臣の御答弁にありましたように、大体半分に負けてもらいまますと、月にいたしまして四百円程度、はつきりした数字は申し上げかねますが、四百円前後に相なるかと思ひます。現在入つておりますざりぎりの収入二万五千円という人につきましては、よく了解を得まして、やはりこれだけの負担をしていただく。収入基準は別に法律で限定しておるわけではございません。

ざいませんので、これは入居者の賃貸契約上の問題として、よく納得して払っていただけのように取り計らうことになると思います。

のよう公団住宅に比べますとどちらに低額所得者を対象としたとしておりまします。従いまして個々の人によっていろいろ不満なり不公平という認識も出てくると思いますけれども、大局的に申しますと公営住宅と公団住宅で一方が若干の課税をされるということによりまして、それほどの大きな隔たりはないのじゃないか、こう考える次第でござりますので、御了承願いたいと思います。

○小川(豊)委員 公営住宅の場合は別として、公団住宅では勤労者にできる限り低廉な家賃で住宅を提供するというのが目的なんだから、民間のうちを貸すのと目的が違うのです。民間の方はなるべく高く貸そらとしている。そこでこういうことは、住宅公団でさえも今度は家賃を上げたのだから私の方も上げなければならない。こういう口実を作つて上げるということになつていくのではないか。あなたの答弁では、すでに高くなつてているのだから高くならない、こういう非常な善意な解釈なんですが、民間のうちを貸すのは、そういう善意な解釈に立つていてと私は思わない。従つて住宅公団の家賃が月四百円なり五百円なり上つていくということによつて、民間の家賃も当然引き上げられる結果になりはしないか、そうすると政府の住宅政策と背反したもののが出てきやしないかといふ感じがしてお尋ねしておる。これがなければけつこうですが、私はそういう感じが濃厚に出てくる。

かと思ひまするが、これは税金は当然統制額に加えられるということになりまするから、問題はないと思ひます。それから一般民家の家賃がこれからそろそろ膨大に上つていくというふうには一般的には考えられないと思ひます。と申しますのは、公団住宅、公庫住宅等がどんどん建ちますると、もうけ主義の一殷民家の貸家等はそうむやみな家賃で貸そうとしてもだんだん困難になつてくるのぢやないか、こういうふうに考へられますので、いずれにいたしましても、一般民家の家賃等はこれからそろそろ上りに向くというふうには考えられないと思つております。

ら外務省の委託として公団がやるといふなら法律として筋は通る。しかし暫定的だから公団でやっていいといふのか、来るのは期間がごくわずかだから公団がやっていてもいいということなのか。

○鬼丸政府委員 この点につきましては大臣の申し上げました通りでござりまするが、なるほど研修生がわが国に参りますのは相当期間続くかと思つております。しかしこの研修生が今後どのくらい来るかという人数につきましては必ずしもはつきりいたしません。

が、ただいまのところ外務省の見通しでは、先ほど申し上げましたように延べ年間七百人くらいである。これに対しては必ずしもはつきりいたしません。そこで公団といたしましてはこの業務といたして来年度は百戸程度建設いたしたい。将来さらに相当の戸数がふえるといふ場合には、大臣が申し上げましたように別途の資金措置等を考えるということになりますが、三十二年度は百戸程度で、大体二百戸くらいでおさまるという見通しを持つておられます。そういう意味におきましては大体二百戸程度もあればよからうといふような話であります。そこで公団といたしましてはこの業務と建てる分も百戸かそこらだろう、来年建てるとしてもおそらくそれがふえないと、どうぞあなたの方ではとつておられるのですか。この暫定ということをやつていくと、私はだんだんにもつとふえていく可能性が多分に感ぜられます。だんだんふえていくと——これは公団の通常の業務じゃないのですよ、通常の業務でないにもかかわらず、附則でそのウエートが非常に高くなつてることは——私は研修生が入つてくることに對して反対するものではなくて、それに対する住宅を供与することに対し反対するものではなくて、暫定的だからといってこういのちを附則で規定してするべつたりにどんどんこれが拡充していくことに対しても私はきわめて遺憾だとと思うのでお尋ねするのです。

○鬼丸政府委員 今回の特例の業務がするする拡充していくおそれがあるといたしますが、この法文にもはつきり「業務の遂行に支障のない範囲内で」と特にうたいましたゆえんは、決してこの業務がどんどん拡充されるというふうには考えておらないからであります。ほんとうに暫定的に、たたはつきり何年とここで申し上げかねるのであります。が、暫定的な仕事に相なるわけでございます。建てますと、あとこれは特定分譲の形で適当な団体に管理をさせる、そしてその団体から公団が分譲代金を徴収するといふ仕組みに相なると考えております。

○小川(豊)委員 そうするとこれは七百人来るが交代だからおそらくことし

建てるのですか。この暫定ということをやつしていくと、私はだんだんにもつとふえていく可能性が多分に感ぜられます。だんだんふえていくと——これは公団の通常の業務じゃないのですよ、通常の業務でないにもかかわらず、附則でそのウエートが非常に高くなつてることは——私は研修生が入つてくることに對して反対するものではなくて、それに対する住宅を供与することに対し反対するものではなくて、暫定的だからといってこういのちを附則で規定してするべつたりにどんどんこれが拡充していくことに対しても私はきわめて遺憾だとと思うのでお尋ねするのです。

○鬼丸政府委員 三鍋委員にお答えいたしますが、現行法の第三条の第一項の規定は、御承知のようにアメリカ合衆国の政府の職員の居住の用に供する住宅の管理をすることになりますが、それが、いわゆる駐留軍顧問団の職員の宿舎といわれておるものでございます。これは先ほど石破さんの発言を引いておられる、こういうわけなんですねといふことは、少くとも公団の業務としては考えられないことでありまして、もし将来数百戸も千戸も建てなければならぬということになります場合には、大臣からもお話をございましたように、資金はもちろん機構なり別途に考慮されるべき問題であると考えております。

○三鍋委員 そういう立場にお話になると、やっぱり私たちはずるずるとそろが異なつておるのでございまして、住宅公団はこれの居住者に対する家賃の取り立てとか管理とかは一切しておらぬのであります。さよならわけでありますので、ただ建築だけ、手を貸すということだけでありますので、予算措置が本年度百戸分くらいについて移しがえを持たないということについて御不満の点があると思いますが、今年度は御承知の通り住宅公団に対する建設計画も予定以上に伸びておるようになります。が、ありますので、多少戸くらいのことはいたし方ないということで引き受けたものと思うのであります。その点御了承願いたいと思います。

○小川(豊)委員 これは住宅公団法の附則からいつて、こういうものに対しでは管理等をやるのだということで、新しく駐留軍の職員等のうちを建てるのだという、そういう説明でこの附則は通っているのではないと思うのです

確でない点もございますが、そういう意味においてあの数字は御了承願いたいと思います。おしまいだと思います。

二項は、これはまさに法文に書いてあります通り今度は公団が建てるのにあります。新たに建設するいろいろき質問したことなどをもう一べん取り上げてこなければならぬのですが、あなたの方の言われることがある期間過ぎると変わついくのですよ。たとえば「これは現にあります建物の賃貸その他の管理を行うだけでありまして、新築につきましては、考えておりません。」石破官房長の御説明ではこう言つております。それが今度戸作るというのをばら、それが今度戸作るというのをばらぬと考へておられるのでございません。この公団法そのものをゆがめいくという心配はだれしも持つのです。対外条約上の義務を果すことには私も異論を申し上げておるのはあります。この公団法そのものをゆがめいくという心配はだれしも持つのです。対外条約上の義務を果すことには私も異論を申し上げておるのはあります。この公団法そのものをゆがめいくといふことを小川委員も心配しておられる、こういうわけなんですねといふことは、少くとも公団の業務としては考えられないことでありまして、もし将来数百戸も千戸も建てなければならぬといふことになります場合には、大臣からもお話をございましたように、資金はもちろん機構なり別途に考慮されるべき問題であると考えております。

○南條國務大臣 その点については先ほど私も申し上げました通り、これは全く今年度限りの特別措置であります。明年度にかような問題が起ります場合におきましては、当然三十三年度におきましては、外務省との移しがえをさせるとか、また別途の建設団体を作つておこなう方向にしなければなりません。そうすれば何もわざか百戸くらいのことでこんな論議をする必要はないのです。

の建物はこれでおしまいでございま

す。将来一つ御心配ないように御了承させる、何かそういう方法はできませんか。そうすれば何もわざか百戸くらいのことでこんな論議をする必要はないのです。

の建物はこれでおしまいでございま

が、そういう説明でこの法案は通つておるのですか。公団法のできるときの附則の説明はどういうふうな説明をあなたの方はしておるのですか。

○鬼丸政府委員 現行の三条の第一項についてのお尋ねだと思いますが、

この公団法制定当初の附則の特例に関する規定は、先ほど申し上げましたよ

うに、建てるといふことは入つておら

ないのでござります。御承知のように、

「住宅の賃貸その他の管理を行ふ」従い

まして駐留軍顧問団の宿舎に関する限

りはこの規定だけで運用されることに相なります。今回の新しい業務の方は、

建てることも入つておる、むしろ建てることに重点がある、その違いはござ

ります。

○小川(豊)委員 そこでこの公団法が

制定されたときには、賃貸管理とい

ることでこの附則は通つておる。その後に

おいて、今度は「くわづかだけれども、また」「く短期間だが、百戸くらいだ

ろう、こういうことでの御説明があつた。この百戸といつものは、百戸になる

か二百戸になるか実はわからぬ。そ

ういう点でわれわれはこの附則といふものに対しきわめて不満を持つ。ところが、今の大臣の答弁では、大体三十二

年度で打ち切りたい、三十三年度からこれがもつと増大される場合には、特別の機関を設けてこれはやるつもりであるから、三十二年度で打ち切りたい、こういうように解釈したが、そり

解釈してよろしいでしょうか。

○南條国務大臣 私どもとしてはさよ

うな方向にいきたいというので、明年度は、特にこの点を政府間で協議をし

てみたい、こういうふうに考えておるものであります。

○薩摩委員長 他に御質疑はございませんか――なければ本案に対する質疑はこれにて終了いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○薩摩委員長 御異議なしと認め、さ

よう決します。次会は明十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

昭和三十一年三月二十二日印刷

昭和三十一年三月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局